

令和7年度 第3回 加古川市上下水道事業運営審議会 会議録

■日 時 令和8年3月16日（月）午前9時30分から午前11時30分

■場 所 加古川市役所 新館 9階 191会議室

■出席者

■委員（五十音順）
東委員、足立委員、瀬嶋委員、久保田委員、田端委員（会長）、
堀江委員、渡部委員

■事務局
金澤上下水道局長、小川上下水道局次長、
西村お客さまサービス課長、
大谷施設課長、澁谷中西条浄水場担当課長、
横山配水課長、長谷川経営管理課長、田口経営管理課副課長、
樋口経営係長、森川主査、澤田主査

■次 第

1 開会

2 議事

水道事業の経営改善に係る取組みについて

（1）料金算定の手法の説明

（2）目標の設定

3 閉 会

■配付資料

1 次第

2 令和7年度 第3回 加古川市上下水道事業運営審議会 出席者名簿

3 運営審議会資料（資料1）

■傍聴人 なし

議事（1）：水道事業の経営改善に係る取組みについて

事務局： それでは議事に移りたいと思います。加古川市上下水道事業運営審議会規程第4条第1項の規定に基づきまして、会長が議長を務めることになっております。議事において、ご発言される際には、恐れ入りますが、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

それでは会長よろしく願いいたします。

会 長： おはようございます。

早速議事に移りたいと思いますが、その前に少しお話をさせていただければと思います。

前回は1月19日に第2回審議会を開催させていただきました。

あのときも確かインフレの話をしたかなと思うんですが、あれからたった2ヶ月しか経ってないんですが、状況はさらに予測がつかないような状況になっております。今回、水道料金の改定についてご議論をいただくわけですが、その前提条件となる様々なものが崩れてしまうんじゃないか、という不安も感じております。

資料を見てみると、水道の料金改定は、昭和51年ぐらいから大体5年おきぐらいにされていて、平成18年以降はずっと改定していないという中で、我々は今、改定をめぐる慎重な議論をしているわけですが、どうも世の中は議論よりも行動というような形になってきているようでございまして、我々が今まで積み上げていた議論というものが本当に大丈夫かなと、心配しているところでございます。もちろん激変緩和措置というものに関しては、政府の方もしっかりと対応していただけるとは思うんですけども、とはいえですね、やはり限界はあるかなというふうに考えたときに、今回、かなり慎重に議論をさせていただいておりますけれども、場合によってはですね、またもう1回見直す必要が出てくるんじゃないかという、個人的には心配しています。

とはいえですね、先ほど言ったように議論よりも行動ではなくて、やはり議論をしっかりすることこそが、今後、仮に大きな変化があったときにもそこに立ち戻れます。ですから、やはりしっかりとした議論をして、根幹の部分に関してはご了解いただきながら進めることで、今後の変化にも柔軟に対応していけるんじゃないかなというふうに思っております。

本日は先ほど事務局から案内がございましたように、「料金算定の手法の説明」と「目標の設定」という、まさに根幹に関わる部分のご説明をいただき、目標等について皆さんにご議論いただきます。

そうしましたら、先ほど申し上げた2つのことを議論いたしますが、前回は、下水道の使用料について、委員からご指摘がございまして、これについては当面の間値上げしませんよということを皆様とご確認させていただきました。

水道事業につきましては、様々な課題を分析したところ、やはり財務面の問

題があるということでした。この点についても、この審議会の場で何度もご検討いただきましたけれども、経営改善にはしっかりと取り組んでいただいていること、それから人口減少に合わせた形で事業そのもののダウンサイジングにも取り組んでいるということについてはご理解いただけたかなというふうに思っております。ただ、そうは言っても、やはり経営状況が厳しいということに関しては間違いないところですし、水道事業会計という、いわゆる市役所の本体とは少し違った会計で動いている以上、そこでの収支というものを安定させていかなきゃいけないということでございます。

そのために先ほど申し上げた、水道料金の改定ということです。

過去は5年おきぐらいに大体改定していたわけですが、平成18年から改定していないということで、その間の変化をここで調整せざるをえない状況になっているということでございます。今後、水道料金をどういうふうに上げていくのか、いつから上げていくのか、あるいはどれぐらいの割合を上げていくのかということ、そして、料金体系をどうしていくのかといったことについて、皆様方からのご意見を賜りたいと思っております。

そこで今回は、料金改定をどのように進めていくのかという説明と、それから料金改定によってどんな目標を達成するのかを説明いただきます。改定をする以上はそれによってどんな目標を達成できるのか、市民に対して「この目標があるからこういうことを行いました」ということをちゃんとわかるように説明しなきゃいけない。これは、先ほど申し上げた、「何かあったとしても立ち返らなきゃいけない部分」だと思っております。

つきましては、皆様より、忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。

では、事務局の方からのご説明をお願いいたします。

事務局： はい。

では、資料2ページの目次をご覧ください。

本日の進め方についてご説明いたします。

第2回審議会において、水道の料金改定をすることに同意をいただいたところです。

次に、当審議会では、先ほど会長からもおっしゃっていただきましたが、「いつから改定するのか」、「どれだけ値上げをするのか」、「改定によって何を達成するのか」、「料金体系の見直しは必要か」など、様々な重要事項について検討しなければなりません。

本日はまず、「水道料金制度の概要」についてご説明し、その後「加古川市の水道料金の現状と課題」についてご理解いただきたいと考えております。

これらの前提情報をもとに今後の進め方についてご説明し、今回の料金改定

によって達成すべき目標について検討を進めて参りたいと思います。

では、資料の4ページをご覧ください。

水道料金は水道事業者が提供する給水サービスに対して、使用者から徴収する地方自治法上の「使用料」にあたります。また、料金について、水道法では「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならず」とされており、水道料金算定要領では「できるだけ低廉かつ公平で、地域住民の要求する給水需要が質量ともに充足できるよう適正に定められなければならない。」とされています。ここでいう水道料金算定要領とは公営社団法人である日本水道協会が策定している料金算定に係る指針で、料金算定については一般的にこれに従うべき、とされているものです。なお、水道料金の改定にあたっては、水道法に基づき国土交通大臣への届出が必要となります。

次に資料5ページをご覧ください。

ここでは料金決定における地方公営企業の特徴をご説明いたします。

水道事業運営は利用者からの料金収入により運営費用を賄う「独立採算制」が求められています。地方公営企業である水道事業は利益の追求が目的ではありませんが、商品である水道水の料金で必要な経費を賄わなければなりません。水道事業は施設や管路の整備等に多額の費用がかかる装置産業であり、それらの資金を一時的に企業債等の借金で賄ったとしても、それらの償還資金は水道料金が主な財源となります。

水道事業は経営に困っても簡単に税金で穴埋めすることはできません。市民の多くが水道事業会計は税金で運営されていると考えている現状を踏まえ、料金改定の周知にあたっては独立採算制の仕組みを積極的に周知します。

次に6ページをご覧ください。

こちらの表が現在の加古川市の水道料金の表です。

一般的な家庭は大半の方が口径13~20mmを使用されています。

この表から読み取れる加古川市の料金体系の特徴をご説明いたします。

まず、基本料金と従量料金の2部に分かれていることが表から読み取れるかと思えます。基本料金については口径13~25mmの管を利用されている方の特徴として、「基本水量が10m³設けられていること」があげられます。基本水量というのは携帯電話の基本使用料の中身をイメージしていただくとわかりやすいかと思えます。携帯電話であれば、基本使用料の中で30分間の通話は無料という仕組みになっていて、それは30分の通話をしてもしなくても値段は同じ、という仕組みです。それが加古川市の水道事業の場合は基本料金の中に10m³の水がついてくる、といった仕組みです。「10m³」

と言われてもイメージしにくいと思いますので具体例をあげますと、一般的なご家庭のお風呂 1 杯分で約 200 リットルだと言われています。これが 0.2 m³ になります。つまり、1m³ は 1,000 リットルでお風呂 5 回分ということです。ですから、「10m³」というのは、お風呂 50 回分の水が基本料金の中にタダで含まれているということでございます。

この表の従量料金のところをご覧くださいますと「10m³ を超え 20m³ までは 1m³ につき 33 円」と表記されています。この部分だけを見て計算すると 1,000 リットルで 33 円ですから 1 リットルあたり 0.033 円という金額で水を提供させていただいているということになります。この表を左から右へとお覧いただくとおわかりのとおり、1m³ あたりの金額がどんどん高くなる料金体系としています。これは、貴重な水資源を抑制する意味で意図的に「使えば使うだけ値段が高くなる」仕組みを取り入れているためです。

これが「逡増制」と呼ばれるものです。

次にこの表を上から下にご覧いただくとおわかりのとおり、下に進めば進むほど、基本料金の額が高くなっていることがわかります。つまり、口径が大きくなればなるほど、金額が高くなるということです。これは口径が大きければ大きいほど、たくさんの水を使える状態になります。当然、その状態を生み出すために大きい水道管を入れる等、初期投資が通常よりも多くかかっているのです、高い金額を徴収させていただいているものです。

そして、いわゆる大口径と言われる 40 mm 以上の管には基本水量の設定がありません。表をご覧くださいとおわかりのとおり、40m³ までは 125 円/m³、40~100m³ までは 174 円/m³、といった形でどんどんあがっていく仕組みになっています。最も高い区分では 1m³ につき 256 円ですから、1 リットルあたりで 0.256 円となります。

次に 7 ページをご覧ください。

先ほどお話をさせていただいた内容の一部復習になりますが、水道料金制度の概要をお話いたします。

水道料金制度には一部料金制と二部料金制があります。加古川市は表のとおり、「二部料金制」を採用しており、その中でも基本料金については「用途別・口径別併用」を、従量料金については「逡増型」を採用しています。

続けて 8 ページをご覧ください。

一部料金制の中には定額料金制、あるいは従量料金制があります。定額料金制とはその名のとおり、水をどれだけ使っても使わなくても一定の金額を徴収するといった仕組みで、携帯電話でいうところのポケット定額制のような料金システムです。定額料金制では検針費用などが不要というメリットがありますが、デメリットとして不公平感や節水意識が全く働かないといったも

があります。従量料金制は基本料金がなく、使った分だけを徴収されるシステムで公平感や節水意識の向上といったメリットはあるものの、水道経営を行う上では料金収入が不安定となります。加えて、水道事業は装置産業であるがゆえ、本来は固定費が非常に大きい事業です。

固定費というものはお客さんの水道の使用量に関係なく発生します。

それに対して一部料金制では料金収入でそれらの費用を賄えない可能性が非常に高くなります。

一方、二部料金制は先ほどご覧いただいたように「基本料金」と「従量料金」を組み合わせた料金制度を指しており、経営の安定性の確保にはこちらの二部料金制が有効であるとされています。なお、二部料金制の中でも「用途別」、「口径別」、「用途・口径別併用」といった3つの体系に分かれます。「用途別」はその名のとおり、「水道水を使用する目的」によって区分し、料金を賦課するものです。その分類方法としては「家庭用」「営業用」「工業用」「公衆浴場用」「官公署・公共用」等があげられます。

次に「口径別」は「水道水をどのくらい使用するか」を口径の大小等により区分し、料金を賦課するものです。

加古川市は、基本的には「口径別」としながら一部「公衆浴場用」という「用途別」を含んだ「用途別・口径別併用」を採用しています。なお、ここでいう「公衆浴場用」というのはいわゆるスーパー銭湯等は対象とはならず、都道府県知事の許可を受けた一般公衆浴場を指しています。

次に9ページをご覧ください。

ここでは基本料金と従量料金についてご説明します。

まず、基本料金ですが、これは水の使用量の多寡に関わらず負担いただく費用です。加古川市の基本料金の中には先ほどご覧いただいたとおり、基本水量10m³が設定されています。これは公衆衛生の向上及び小口径給水管使用者の料金低廉化を図った昭和40年代の制度の名残りによるものです。

次に従量料金ですが、従量料金の中にも「逡増型」「逡減型」「単一型」という3つの体系があります。

「逡増型」は先ほどお話をさせていただいたとおり、加古川市が採用している手法です。これは、使う量が増えるほど、1m³あたりの金額が高くなる制度です。この制度は貴重な水資源の濫用を抑制する意図で設定されたものです。

「逡減型」はその反対で使う量が増えるほど、1m³あたりの金額が安くなる制度です。これは水の利用を促進したい団体において用いられるものです。そして最後に「単一型」は使用量に関わらず、1m³あたりの金額が一定である制度です。

最後に 10 ページをご覧ください。

水道事業は利益を生むことを目的とした事業ではありません。しかし、独立採算制の考え方から必要な費用は自分で賄わなければなりません。そのため、水道料金を決定する際は 10 ページの表のような考え方に基づいて決定します。

まず、表の一番左をご覧ください。水道事業を安定的に運営するために必要な経費を全て洗い出し、合計します。この必要な費用のことを総括原価と言います。

次にこの総括原価を「需要家費」「固定費」「変動費」という 3 つの性質に配分していきます。

「需要家費」とは水道使用量とは関係なく、需要家、いわゆる使用者が存在することによって発生する費用のことを言います。例をあげると検針や料金徴収、量水器等の設置や取替に係る費用等です。

「固定費」とは水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用のことを言います。例をあげると、施設の維持管理費や減価償却費、支払利息等です。水道事業の場合は装置産業ですので、浄水場や配水池、大量の水道管等の膨大な施設の建設・維持に膨大なコストがかかるため、ほとんどが固定費となっています。

「変動費」とは水道使用量の増減に比例して必要となる費用のことを言います。例をあげると動力費や薬品費等がそれにあたります。

以上のように、水道事業に係る費用は性質が大きく異なります。

そのため、それぞれの性質に応じて、具体的には需要家費は基本料金で、変動費については従量料金といったように、負担の方法を分けることで、公平で安定した料金制度としています。

この表は料金改定を進める上で何度かご覧いただくことになる重要な表です。しかし、今回は料金制度の概要説明ですので、説明は簡単なものとさせていただきます。

ではここで一旦会長にお返しいたします。

会 長： はい。

ありがとうございました。

今、料金制度についてのご説明をいただいたわけですが、何かご質問、あるいはご意見があれば伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今、ご説明いただいたお話は少し難しいですね。決して簡単な話ではなかったと思います。水道事業には背景があり、先ほどご説明があったように、例えば公衆衛生ですね。お水が使えないから衛生が維持できないという大変困

った時代がありました。皆さんもご存じかもしれませんが、日本は感染症大国なんです。結核をはじめ、コレラとかチフスなんかも昭和 30 年代までは頻繁に発生していた国なので、日本は明治以降、公衆衛生に関しては力を入れてきた国家なんだ、というご説明がありました。

ただ、そういうものがある程度安定してくれば、今度は水の使用をどのように制限、少なくしていくのか、つまり節水ですね、環境配慮というような議論が出てきた。一見すると複雑に見えるかもしれませんが、そういった時代背景になっている、ということです。

何かご意見、ご質問があればどうぞ。

委員： 10 ページのところをご覧いただきたいと思います。

この表は総括原価を示す基本的な表で、営業費用と資本費というマクロの数値、経費がかかっているからそれを料金収入で賄いましょうっていうことを示したものだと思います。

しかし、今は固定費と言われている施設・資産がだんだん古くなってしまって、それらの改修コストをこの先どうしていこうか、っていう状況かと思えます。ここで気になるのは、いわゆる減価償却費と長期前受戻入金の関係です。長期前受戻入金については、かつて新しく設備投資をしたころにもらったであろう補助金を法定耐用年数で割って、いわゆる収入という形にして取り扱っているかと思えます。そのおかげで、結果として資本費が抑えられてきている、つまり補助金ありきのものだと思うんですね。

でも、この先、長期前受戻入金、かつては貰っていたであろう補助金と同じ金額をもらえるとは限りません。例えば 10 年後に施設更新関係でお金が必要になり、10 億円かかることとなった場合、かつてであればその半分ぐらいが補助金をもらえたであろうと。しかしながら、今は補助率が 10 分の 1 になってしまったということが生じた場合、この長期前受戻入金が少なくなるという状況は料金収入にはね返ってくる状況だと思うんです。

ここで言いたいのは、この総括原価方式の算定の中の、営業費用、資本費用に加えて、今お伝えしました施設等の更新にかかるであろう費用。しかも、かつてはもらえたであろう長期前受戻入金は今後もらえなくなる恐れがあるかもしれません。そうなりますと、この数値プラスアルファの支出があるであろうと。つまり、一番左側の費用を見誤ってしまいますと、結果として料金のはね返り具合も変わってくるかと思うんですね。

この状況は、加古川市に限らず、この先、全国的に考えなくちゃいけない状況かと思えます。国が今までどおり補助をしてくれる、っていうことがあるかもしれませんが、もし、なかった場合にどうなるのか。

そのあたりを考えた場合に、果たしてこの総括原価の一番左側っていうの

は、どう計算したらいいのか、どう見込んだらいいのか。これは加古川市だけでは考えられない問題っていうのは重々わかってはいるんですけど、この部分次第で料金の見方が変わってくるっていうのは、重要な点だと考えています。

これは質問ではなく、注意しないとイケませんね、という意見だと思ってください。

会 長： どうもありがとうございました。

まず減価償却については企業債発行に伴い取得したものだと思うので、これは特に何も問題ないと思うんですけど、おっしゃったように補助金等に伴う戻入の考え方ですね。この点について、事務局の方でお考えがあれば、お願いしたいと思います。

事務局： はい。

先ほどご説明させていただきました日本水道協会の料金算定要領、この中にはですね、長期前受金戻入、この分については原則として控除の中には含めてはなりませんという指針が出ておりますので、委員のおっしゃるように、更新にかかる補助金が取れない、取る見込みが立たないという分については当然その分は考えては駄目ですよ、というのがあらかじめ出ております。先ほど減価償却等々、その維持管理のみであればということですがけれども、結局その分を新たに更新することになってきますと、当然その分の費用が50年前に作った減価償却の費用で、そのままそっくり新しいものができるのかという議論は当然ございますので、そういった部分の値上がり分っていうんですかね、そういった部分についても料金として見込みなさいよというのは算定要領の中には書かれてありますので、その部分についても含めて、検討させていただきたいと思っております。

委 員： その回答が、本当に模範解答だと思います。

その上で、じゃあ今度は「資産維持費」をどう考えるのか、っていう話に変わってきてしまいますよね。資産維持費、いわゆる前もって貯金しておきましょうねっていう、でその金額っていうのはなかなか難しいのが現実じゃないですか。なんせもう目の前にある管路・管渠の維持更新だっただけならいいのに、貯金なんて回せませんよっていうのはごく普通の言い分だと思うんですね。ただ、今のお話で補助金が頼れなければ漏れなく自分たちで貯金しといてねっていう話になると思うんです。であるならば、資産維持費の議論にまで発展させていった方がいいのかどうか、私としてはすごく悩ましい、要は最初が一番左側の部分をどの程度まで見るのか次第でこの後の料金の議論

というのは変わるなっていうのは正直感じております。

会 長： ありがとうございます。

本日の議論はおそらくフローの話が中心となっているので、いわゆる積み上げの部分はあまり議論にならないかもしれないんですが、委員が今おっしゃったようないわゆる先々のリスクを考えた議論も必要だと思います。他いかがでしょうか何かご意見ご質問があれば伺いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら今、総括原価の話が出まして、本来ここら辺の分析をどうするか、というのが必要になりますが、現時点ではその分析の結果が出てないということですので、今日の委員からのご意見も含めて、分析の結果のご説明をいただきたいなと思います、よろしく願いいたします。

では、続けて事務局の方からご説明お願いいたします。

事務局： はい。

では、続けて加古川市の水道料金の現状と課題についてお話いたします。資料の 12 ページをご覧ください。

こちらは何度もご覧いただいているグラフになりますが、平成 27 年度以降の水道事業の収益的収支の推移を示したものです。まず、黄色が収益を示しておりますが、令和 2 年度にコロナ減免を実施したことに起因して一時的に大幅に減少していることを除き、微減傾向で推移しています。一方、青色が費用を示していますが、こちらは減価償却費や動力費、委託料等が増加傾向で推移しています。その結果として、純損益を示す緑色の棒グラフは減少傾向となり、料金改定等の対策を行わない場合、令和 10 年度に赤字に転じることが経営戦略で示されたところです。つまり、加古川市の現状における課題のひとつ目として「赤字転落」があげられると考えています。

次に資料 13 ページをご覧ください。ここからは料金体系のあり方についてお話させていただきます。

料金改定を実施する際、料金体系も併せて見直しをすることが一般的だとされています。その際、一般的に検討事項として 6 点があげられます。まず、1 点目が「①基本料金と従量料金の収入割合」です。

続けて資料 14 ページをご覧ください。こちらは加古川市における有収水量・料金収入・給水戸数の推移を示したグラフです。まず、ご覧いただきたいのは緑色のグラフ、給水戸数を示しているグラフです。意外に思われるかもしれませんが、実は給水戸数は微増傾向にあります。もちろん、加古川市も人口は減少しておりますが、おそらく核家族化や単身世帯の増加が進んでいることが要因だと考えられます。次に、青色の棒グラフ、有収水量をご覧くだ

さい。こちらは節水機器の普及や人口減に伴って減少していることがわかります。そして、最後にオレンジ色、つまり料金収入のグラフをご覧ください。令和 2 年度のコロナ減免を除いても緩やかに減少していることがおわかりいただけるかと思えます。

つまり、給水戸数がせっかく増えているのに、肝心の料金収入は減少しているというのが現状です。このことから、基本料金の収入割合が低いと全体としての水道料金収入が減少しやすい状況であることがおわかりいただけるかと思えます。

続けて 15 ページをご覧ください。事務局にて、加古川市の水道料金収入における基本料金と従量料金の割合を分析したところ、円グラフにありますとおり、基本料金収入：36%、従量料金収入：64%という結果でした。実はこの割合が現段階では妥当な数値かどうかは分析が完了しておりません。しかし、一般論として、水道料金算定要領等では「従量料金に比重を置いた料金体系は、給水量の多寡に影響を受けやすく、給水需要が減少傾向にある昨今においては、健全な経営を妨げる要因となりうる」と記述されています。つきましては、今後、資料 10 ページの仕組みに沿って現行の総括原価を分解し、基本料金・従量料金の割合は本来何%が適切なのか、というところを分析した上で、見直しの必要性を検討したいと考えております。

では、お手数ですが資料 13 ページにお戻りください。料金体系の検討事項 2 点目としては「②従量料金の逡増度」です。逡増制については既にお話させていただいたとおり、使う量が増えれば増えただけ、単価が高くなる仕組みです。ここでいう「逡増度」とは最高単価が最低単価の何倍になっているか、を示す指標であり、「最高単価÷最低単価」によって算出します。加古川市の 13~25 mm であれば最低単価は 33 円であるのに対し、最高単価は 256 円となっています。

そのため、逡増度は「 $256 \text{ 円} \div 33 \text{ 円} \doteq 7.75$ 」と示され、40~300 mm であれば「 $256 \text{ 円} \div 125 \text{ 円} \doteq 2.04$ 」という結果になります。

この逡増度によって、「小口利用者の負担をどれだけ軽くしているか」、「大口利用者にどれだけ負担を求めているか」がわかると言われております。逡増度について、家庭用は 2.0~4.0 程度、大口用は 1.5~3.0 程度が標準的とされています。以上のことから、加古川市の逡増度は家庭用について、「少量利用者にとって非常に有利」であることが、大口用について、「大口の負担が大きすぎない」ことがわかります。

では、資料 16 ページをご覧ください。

ここでは加古川市の料金収入における小口径と大口径の割合を分析しまし

た。給水件数に占める小口径の割合は 99%、使用水量については 87%となっているにも関わらず、水道料金収入に占める割合は 77%となっています。このことから、小口径の負担が大口径によって軽減されていることがわかります。

次に 17 ページをご覧ください。ここでは従量料金制に係る考え方をご説明いたします。

改定前の水道料金算定要領において、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態から、必要がある場合には従量料金については逡増制や逡減制を適用することが認められていました。加古川市においては、生活用水使用者への配慮及び大口の水需要抑制の観点から逡増制を採用しています。

しかし、時代の変化と共に、従量料金のあり方も変わるべきだとされており、最新の水道料金算定要領では「近年の大口使用者の給水需要が減少傾向にあるため、安定した給水収益の経営を妨げる要因となりかねない」、また、「生活用水使用者への福祉的配慮は本来、一般行政が担うべきであり、水道事業で大口使用者への負担を強いる運用は避けるべき」とされています。これらの状況を踏まえ、料金算定要領では従量料金については「使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする。」とされています。一方で、これまで長年にわたって存在していた逡増制を突然廃止すると、少量利用者への影響が大きくなることが予想されるため、将来的に、段階的に解消することを意図し、経過措置として存置されている状態です。

つまり、「従量料金の逡増度」については、加古川市が逡増制を採用していること自体が課題であり、将来的には均一料金制へ移行することを目指し、少しでも逡増度を解消していく必要がある、という点が課題です。

では、再度 13 ページにお戻りください。

料金体系の検討事項 3 点目としては「③基本水量」です。加古川市では 13～25 mm のいわゆる小口径については 2 ヶ月で 10m³、つまりひと月あたり 5m³ の基本水量が設定されていることは既にお話させていただいたとおりです。ここで資料は 18 ページをご覧ください。

従量料金制と同じく、基本水量についても時代の変化と共に考え方が変わってきています。その変遷をご説明いたします。

昭和 42 年の水道料金算定要領では、需要の態様に応じて一定の基本水量を付与することが認められ、特に小口径使用者には基本水量を付与することとされていました。これは、公衆衛生の向上を図る観点からの措置であったと理解されています。しかし、平成 9 年には、公衆衛生の向上を特に重視する必要がない社会状況となったことから、基本水量は原則として付与する必要はないとの考え方に改められました。ただし、急激な料金変動を避けるための経過措置として位置づけられていました。令和 7 年現在では、基本水量を

設定する必要性はさらに薄れており、最新の料金算定要領からも「経過的に存置することはやむをえない」との記述が削除されるに至っています。つまり、水道料金算定要領上では設定が適切でないとされている基本水量が、加古川市では依然として設定されていることが、三つ目の課題です。

次に資料 19 ページをご覧ください。

ここでは基本水量を廃止した場合の影響、特にメリット、デメリットについてご説明いたします。

まず、基本水量を廃止した場合のメリットですが、水道利用者の観点では「水量に応じた適正な対価を求められることになり、負担の公平性が図られる。」、「利用者の節水に対するインセンティブとなる。」というメリットがあります。これは基本水量分をきっちり使い切る方と、使わずに余してしまう方の間の公平性が図られる、という意味です。そして、加古川市上下水道局にとってのメリットとしては「5m³ まで 0 円で設定された基本水量設定分の従量料金収入を得ることになるため、従量料金収入が増加する。」というものがあげられます。

一方、デメリットとしては水道利用者、特に少量利用者の負担が増加することがあげられます。加古川市上下水道局にとってデメリットは特になく考えております。以上のとおり、水道利用者への影響が大きいため、改定にあたっては少量利用者等への負担を考慮しながら、今後のあり方を検討する必要があります。

では再度資料 13 ページへお戻りください。

料金体系の検討事項の 4～6 点目として、「④口径別基本料金」「⑤水量区画」「⑥用途別料金」があげられます。

「④口径別基本料金」については「①基本料金と従量料金の収入割合」の検討の際に合わせて検討することになります。

「⑤水量区画」については現行の水量区画は、生活水の確保や多量使用者の応分負担といった政策目的を果たしており、使用実態との大きな乖離も見られないことから、今回は区画の見直しは行わず、現行体系を維持したいと考えています。

最後に「⑥用途別料金」についてですが、加古川市では実質的に「湯屋用」、つまり公衆浴場用のみを用途別として設定している状態です。加古川市内で公衆浴場として都道府県知事の認定を受けているところは市内では 1 件のみであり、収入ベースでも年間わずか 30 万円弱と全体の料金収入に占める割合も非常に小さいものとなっております。また、公衆浴場は「地域の公衆衛生上の公益性を有する用途」としての位置づけが強いことから現行の区分は合理的なものだと判断し、今回の見直しの対象外として考えています。

では、資料 20 ページをご覧ください。

参考情報として、現在の加古川市の水道料金を他市と比較した資料です。最も一般的な口径 20 mm でひと月あたり 20m³ を使用した場合、加古川市では 2,596 円となっており、県内平均の 3,247 円を大きく下回っています。

次に資料 21 ページをご覧ください。

次は加古川市の給水原価を県内他市と比較した資料です。「給水原価」とは「水道水 1m³ を供給するために必要な費用」のことです。

こちらについても、1m³ 当たり 150.7 円となっており、県内平均 189.6 円を下回っています。

これはどれだけきちんと施設の更新がされているか、といった要因や、前回の審議会の中で委員がおっしゃっていただいたように地勢的な影響に左右されるところが大きいと考えられます。

最後に資料 22 ページをご覧ください。

これまでお話をさせていただいたように、加古川市の水道料金の現状を分析しますと、4 つの課題があることがわかりました。

1 つ目は「令和 10 年度に赤字転落の危機を抱えていること」、2 つ目から 4 つ目として、「基本料金収入と従量料金収入の割合の見直し」、「逡増度の見直し」、「基本水量の見直し」という料金体系のあり方に関する問題です。

これから料金改定の検討にあたっては、将来にわたり持続可能な事業運営を確保する観点から、以上の 4 項目を重要課題として設定し、総合的に検討を進めていきたいと考えています。

第 2 章については以上です。ここで会長にお返しいたします。

会 長： はい、ありがとうございました。

今ご説明をいただきましたように最初の方はご存じのとおり料金改定の根拠といいますか、課題であるところの、赤字に転落してしまうんじゃないか、というところですか。そして、後半では、料金体系のところでも 6 つ挙げていただきました。

まずは、基本料金と従量制の割合をどうするのか。

今のご説明をお聞きになったらわかりますように基本料金の割合を上げて欲しいなっていうのが、上下水道局側の考え方です。

2 点目は従量制の逡増度です。いわゆる大口がちょっと厳しいので、ちょっといじめすぎじゃないの、もうちょっと考えたほうがいいんじゃないのっていうのが、上下水道局側の考え方でございます。

3 点目は基本水量の話です。これは幾らまでだったらってやつですね、この部分に関してはなくしたほうがいいな、なくして欲しいなっていうのが本音のところかなというふうに思っています。

それから、水量区画の説明はよろしかったんですかね。

事務局： 水量区画については、今のあり方で問題ないというふうに事務局では考えています。

会 長： そうではなく、「水量区画」そのことばの意味は皆さん、わかりますか。水量区画の説明がなかったかな、と思ったんですが。

事務局： 失礼しました。

13 ページの表をご覧くださいますと、例えば、この水色で囲っている辺りですね、従量料金のところ例えば 5m³ から 10m³ までは税抜き 33 円となっているかと思えます。その下 10m³ から 20m³ は 125 円。さらに 20m³ から 50m³ が 174 円となっています。つまり水量区画というのは、この「5m³～10m³」や「10m³～20m³」という区画割りが妥当かどうかというところですね。事務局としては現状、ここの区画に関しては妥当であると考えておりました、今回の見直しの中ではここは見送ることとしたいなというふうに考えています。

会 長： 区画そのものを変えることはないということですね。金額をどうするかはまた別だけど、区画そのものは変えませんかということですね。だから、「5～10m³」とか「10～20m³」っていう区分割りを見直さない、ただ金額については考えなきゃいけないって話になります。最後の「⑥用途別」については、見直さないということです。用途別は今のところ湯屋用しかないんで、これは見直さない。最後の⑤、⑥のところについては見直さないほうがいいなというのはあくまでも事務局の考えです。先ほどご説明があったのは全て上下水道局の立場での考え方を事務局がご説明されたものでございます。それらを踏まえた上で、「いや、市民としてはこうだ、事業者としてはこうだ、あるいは社会全般はこうだ！」みたいなところは、皆さんからこの審議会の中でご意見を賜りたいというふうに思ってます。私の方で少し補足させていただきましたけど、今挙げていただいた課題については概ねご了解いただいたかなと思うんですけど、ここからご質問ご意見があれば、伺いたいと思いますがいかがでしょうか。今後の将来的なリスクの変動する部分についてはどう考えていくのか、という先ほどのご質問がありましたね。今の課題としては、まず赤字に転落しちゃう、っていうのはこれ喫緊の課題なのでこれを何とかしなきゃいけないなというのはそのとおりなんですけども、それは委員もご了解した上での先ほどのご意見だったと思うんです。

先々のことについては考えなくてもいいのかって言うことですね。今後の設備更新などに対応する、それらは今のところ企業債をメインに考えておられると思うんですけども、これから金利の上昇や、企業債の引受団体がどうなるのか、といった市場の状況による違い、様々な課題もある中で、やっぱり自前の資金というものを何とかしとかなきゃいけないんじゃないか。そのような意図のご意見との認識でよろしいでしょうか、委員。

委員： はい。

会長： この辺りの事務局のお考えがあればお聞きして、もちろん委員から補足があれば補足いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 要は、ゴールですよ。一定のゴール。目の前の赤字を何とかしなきゃいけないっていうのはよくわかります。

しかし、今、動力費が上がっています、人件費も上がっています、なおかつ、会長がおっしゃっていただきましたように金利も上昇局面にありますので企業債の支払い利息っていうのも負担になる恐れがある。なので、簡単に言えば、せっかく料金を引き上げたとしても、わずか数年後に、また赤字に転落しましたっていうような状況になった場合に、また引き上げの議論が出てくる可能性があるかと思います。

ここで言いたいのはどこに目標を据えるのか。「目の前の赤字解消」それも一つの目標だと思うんです。「更新も含めた遠い将来の目標」を掲げ、料金の引き上げ率を高く設定したとしても、結局、想定以上に動力費や人件費、企業債の返済額が膨れ上がったならば、また考え直さなくちゃいけないっていう状況もありうると思うんです。そういったことも含めて、とりあえず目の前っていう考え方はあるかと思うんですよ。

ただし、その場合には本当にリスクがあった場合の、もう早期発見・早期対応できるような、目印ですよ KPI、これだけはちょっと手元にも持っておきましょうという考えが必要になるかもしれませんので、目標値の置き方次第でフォローアップの仕方も変わってくると思いますのでそこをちょっと知りたいなと思いました。

会長： 事務局いかがでしょうか。

事務局： 今の委員のお言葉をお借りするならば、結論としては「目の前のこと」という方針で進めていくことになると思います。

今後の展望というところも併せて申し上げますと、まず、昨年度策定しまし

た経営戦略を3年から5年ごとに見直すこと、というのが国の方で定められています。

現時点での事務局の考え方としては5年ごとに必ず見直していこうというふうに考えています。

やはり経営戦略の中で投資財政計画というものを作りますと、委員がおっしゃっていただいているような今後の投資計画というのも踏まえたものになっておりますので、計画通りに投資していくと何年度に赤字になるな、というのが、今回と同じようにわかる仕組みになると思います。

ですので、経営戦略を5年ごとに見直す、見直した経営戦略の結果を見て、直近何年以内に料金収入がまずいことになるな、ってということがわかれば、経営戦略を見直した翌年から今回と同じように料金改定の必要性というのを審議させていただいて、必要であれば料金改定の議論を進めていく。必要なければ、もちろん水道料金は見直さないということです。

つまり、結論を端的に申し上げますと、5年ごとに必ず見直していく。ひいては経営状況が悪ければ、今後、5年ごとに料金改定の可能性があるということでございます。

委員： そういう回答にならざるをえないのは本当にそのとおりかと思えます。

言い換えるならば、住民の方の理解ですよ。

5年後に引き上がって、また5年後に引き上がった、ってことになるのと、家計の負担が大きい、どうすればいいんだっていう不満や悲鳴も出てくると思えますので、そのあたりをどう説明するかですよ。これが最後の料金改定というわけではないです、っていうことを工夫して伝えていかなければならない。どの市町も抱えている問題だと思いますが、住民への示し方が1つ気になりました。

2つ目につきましては、上水道であるならば用水供給企業団、兵庫県の受水費の動き次第でシミュレーション結果が大きく変わってきますよね。一方、こちらは下水道の話なので、直接的な影響はないかもしれませんが、今回、兵庫県と大阪の西部のあたりで、流域下水道が一時的に引き上がる恐れがあるんじゃないかという話が出てきております。要するに、自分たち以外の影響がありそうな話が出てきています、言い換えるならば、自分たちではコントロールできないものが動力費、人件費、企業債の金利以外にも、水道、下水道事業の構造上ありますので、そのあたりもアンテナを引き上げていただきたいなと思えます。

会長： 後半部分はフローにかかる話だったんですけど、事務局いかがでしょうか。

事務局： 冒頭、会長が激変している社会情勢に触れていただきましたが、この水道料金算定要領の中で望ましい方向性を導く計算方法等が示されております。そこには制度の問題とか、こういった時代の変化の中で、少し形骸化したような課題が挙げられていますので、料金のあり方を見直すときにはそこも併せて解決しましょうというのが、1つの大きな方向性になると思います。一方で、今、ご意見いただいているとおり、予測できないこと、あるいは根幹に関わるような変化、災害対応、物価の上昇いろんな部分が出てきます。先ほど減価償却費と長期前受金戻入のお話もありましたが、補助金をもらえるかわからない中、じゃあどうやって皆さんに説明し、ご理解いただけるかなというところが大きくなってくると思います。これも冒頭、会長のお話にありましたが、加古川市はここ20年、料金改定という議論をせずにやってきました。ただ、やはりそういう状況があると、皆さん一度改定すると、しばらくはもうないのかな、というような考え方があると思います。経営戦略を5年で見直すということは、当然そこで投資とか今後の状況を見ていくわけであって、計画期間のうち2年、3年という間に不測の変化もおそらくあると思います。そういった時代背景にある、つまりその都度どうしてもこまめな料金を見直すということはあるという社会情勢を踏まえていただきたい。そして、もう1つ水道事業は独立採算制ですので、お金がないから皆さんの市税で、ということもしにくい仕組みになっていますので、そこについてもやはり皆さんのご理解をいただくような周知をしていく。こういう考え方で目標を設定したので今回こういった結論に至りました、というプロセスを皆さんにご審議いただくことが大きなポイントになるかなというふうに考えています。

会 長： どうもありがとうございました。
最初に私が申し上げたように本当に変動が激しくて、なかなか予測がつかない。5年に1回の経営戦略の見直してというのは、以前に決めた話なんですけども、それに基づいて経営を行っていく際、その5年間の間にいろいろと大きな変動があるときにどうするのか、という問題が出てくるかもしれませんが、まずはそういったお考えということでよろしいでしょうか。
委員、何かありましたらどうぞ。

委 員： 先ほどの議論で根本的なことなんですけども、やっぱり予測不能なことは議論できないのでその都度説明できるデータを準備していただくということが大事かなと思います。ちなみにこの審議会は常設ですか。

事務局： はい。常設です。

委員： ということは毎年、収支に関するチェックも我々がしないといけないということで、日々変化する、年々変化することを、しっかりこの審議会で監視していきましょう。そうすることで、5年に1回じゃ駄目だということだったら4年に前倒し等の対応もできるかと思えます。予測できないことを考えて議論するのではなく、予測できることを基に議論しなければなかなか進まないと思えますので、しっかりデータを提示していただければなと思えます。

会長： ありがとうございます。
本当に安定してない社会情勢の中での改定になりますので、それに対してどう対応していくのか、ってのが大事ななというふうに思っています。
他に何かもしご質問ご意見あればお願いいたします。
事業者側からの意見はいかがでしょうか。

委員： 事業者側からすれば、16ページですかね。こちらの方で大口径の割合であるとか、使用割合とか収入割合とかを見た場合に、大口径の負担が非常に大きくなっているということです。事業者の中には地下水をくみ上げて、というような経費削減努力をされる方もいますので、きちんと負担の在り方を考えていかなければ、あまり負担が大きければ水源転用する、ということにもなってしまいますので、そのあたり配慮していただければと思っております。

会長： 先ほど出ました大口に対する配慮が足りないんじゃないか、ということを経務局からもおっしゃっていただいたんですけども、事業者側からすると自衛措置を取られて、結局需要が減ってしまうんじゃないかという、こういう懸念がありますということだと思えます。
他にご質問よろしいでしょうか。どうぞ。

委員： 大口径を使われているのは、どういうところが使われてるんですか。

事務局： やはり一番大きいのは工場ですね。大規模な工場ではかなりの水量を使用され、大きい金額をお支払いいただいています。

委員： 大口径で工場とかはすぐ思い浮かぶんですが、小学校とか中学校のプール等も大口径に当てはまるんですか？他にもあれば具体的に教えていただきたいなと思いました。

会長： せっかくですから、こういう情報があれば教えていただければと思うんですけど。

事務局： 13 ページの表をご覧ください。

ここでは 13 口径から 300 口径まで掲載されているかと思いますが、300 口径ってというのは、一番大きな事業所が使われているようなものになりますし、200 口径の使用としては商業施設、大きな商業施設が市内に何ヶ所かございますけども、そういったところでのご利用もあります。先ほど学校のプールのお話がありましたが、75 口径が学校のプールでは使われております。あと 100 口径とか 150 口径というのはそれ以外の大きなところで使われてます、工場ですとか、事業所といったところで利用されているような口径となります。

会 長： よろしいですか。

委 員： はい。

会 長： 他にも何かご意見ありますか。どうぞ。

委 員： 家を建てて、水道を引き込むときに最初にお金を払ったんですけど、あれは人件費や機械等に係るお金を全部含めて払ったんですか。それとも水道の方からいくらか補助があるんですか。

会 長： 加入金的な、まさに料金体系にかかる話でもあるんですけどどうでしょうか。

事務局： その際、お支払いいただいておりますのは加入分担金というものです。加入分担金そのものは水道料金ではなくて、加入いただく際に必要となる水源の開発であったりとか、浄水場の建設であったりとか、そういった部分の費用が当然かかっていますので、その部分をご負担いただくという分で負担していただいているものですので、実際の水道料金ということではなくて、今までかかっている費用の負担をいただいているということになっています。

委 員： では、今回のその水道料金の中にそういった新しく家を建てられる人たちにかかる費用は関係ないと思っていたらいいんですね。

事務局： はい。

日本水道協会の算定要領の中に加入分担金の考え方というのが整理をされております。例えば 100 軒しか家がないところに 101 軒目ができたとすれば

101 軒目の家の分のための水源開発をしなきゃだめですよ。だからその 1 軒の分の費用をもらってくださいねっていうのが、加入分担金の制度になっているんですが、今の現状としては 100 軒分の水を用意したんだけど、その 100 軒分で使う水の量がどんどん減ってしまっているの、101 軒目が入ってきても、その費用を負担いただかなくても賄えるんじゃないか、っていう議論は出てきています。

ただそうなったときに、加入分担金の制度を廃止するのかっていう議論がやっぱりこの料金算定の中でも出てきておまして、現状そこはそれぞれの自治体の実情に合わせて整理してくださいというふうに整理をされておりますので、現状、今回の料金改定の中においては、現状の制度のままで加入分担金は残していくのが妥当ではないかと考えています。実際、お支払いいただいた加入分担金の充当先としては、先ほど委員がおっしゃられた資本の再整備にかかる費用の中にも一部組み込んだ形にできれば、ある程度水道料金としては抑えることも可能なのかな、と考えております。

会 長： ありがとうございます。
他に何かもしご意見ご質問があれば。

委 員： 水道料金の基本的な考え方をもう一度確認したいんですけど、口径によって基本料金が違うんですよ。
口径が小さいほど基本料金も低くなっているのが基本料金で、従量料金っていうのは口径に関係なく使った水量で変わっていくってことですよ。
ひと月あたり 10m³ までは、節水というのか 33 円で非常に安いけど、10m³ を超えるとは値段はガツと急に上がるんですよ。10m³ までは 33 円だけど、10m³ 以降急に値段が上がる感じがするのは、どういうことでしょうか。

会 長： 一般用の、つまり 25 口径未満のところのお話だと思うんですが、これについて事務局よりわかりやすくご説明いただけないでしょうか。

事務局： はい。6 ページをご覧くださいと、多分わかりやすいですね。
今の委員のご質問の意図としては、この表の従量料金のところの、例えば 13 口径から 25 口径のところ、10m³ を超えて 20m³ までは 1m³ 当たり 33 円で非常に安いのに、20m³ から 40m³ になると 125 円と急激に上がりすぎているところですよ。例えば 40m³ 超えて 100m³ までだと 174 円ということで、125 円からの上がり幅がそこまで大きくなっていないのに、っていうところですよ。

委員： 素朴な疑問です。私は正確にはわからないんですけど、自分の家の使用量が12m³とか13m³とかだと思っんですよね。10m³までで抑えられていたらすごい少ない額で済むのに、その2m³か3m³超過した分は金額が急に増えているんだなって思っただけで。そこを節水してればすごく下げられるのかなって、感じての質問なんです。

事務局： そうですね。

10m³を超えて20m³までは1m³につき33円と、確かにこれは極端に安いです。正直に申し上げますと安すぎるんです。

これはなぜかという、やはり過去に公衆衛生の観点からできるだけたくさんのお水を使ってもらいたい、との考え方があったので、そこまでの水量に関しては33円と非常に安くなっています。これはあまり水量を使わない方にとって、できるだけ負担が小さくなるよう、にというところを意図して意図的に安くしているものです。ただ、今の時代にあっ、これが適切かどうかというところを今後、見直していきたいなというところなんです。

事務局： 補足です。

実は前回の料金改定のときに、基本水量の見直しをしております。今は基本水量を2ヶ月10m³にしているんですが、その前は20m³としておりました。つまり、前回の料金改定時に、基本水量を10m³減らしています。

そうなったときに、例えばその10m³から20m³を使っただいてる方、例えば15m³を使っおられる方の料金が大きく変わってしまう、5m³分の料金が加算されてしまうということでしたので、その部分の配慮をする必然性があるだろうと、当時、料金改定の中で検討されまして、その10m³から20m³の間の料金に関しては、極力抑えていこうということで議論がなされました。その時にご負担いただく費用としては、先ほど料金の分析にあります変動費部分ですね、その部分と固定費部分の20%分、その部分をご負担いただくということで、1m³当たり33円という金額に落ち着いたという経緯がございます。

ですので、基本水量を見直す際に、その部分を意図的に料金を下げさせていただいたというのが経緯となっております。

会長： よろしいでしょうか。

まず基本料金と基本水量の考え方はわかりにくいところがあるかもしれませんので、もしよければそこを追加でご説明いただけますか。

何を言いたいかっという、基本水量については、なくしましようという方針です。基本料金については、これはなるべく割合を上げましよう、っとい

うところの区分がわかりにくいかなと思いました。このあたりを市民の皆様
にどう説明するかというときに、ごちゃごちゃになるなというふう
に思って聞いていたんで、そこら辺どうすればいいかな。

おそらく、公表のときはシミュレーションみたいなものを出されるとは思
うんですけども、おそらくそこでの説明も要るかなと思ったんで、もしよけれ
ばこの辺りちょっと、わかりやすく説明していただけますか。

事務局： そうですね。

おさらいにはなりますが、今の料金体系、あくまで13口径から25口径に限
って申し上げますと、基本水量10m³というのがあります。今、事務局とし
て問題だと考えているのが、例えば高齢者お1人の世帯だと10m³の基本料
金の中に入っている基本水量分さえも、使い切らない方がいらっしゃると思
います。一方、それを超えて従量料金の分も負担いただく方もいらっしゃる。
でも、両者の基本料金の値段は一緒。そこにちょっと不公平感があるかなと
は考えています。

基本料金の中に含まれる基本水量というのは算定要領上も望ましくないと
されている背景もありますので、可能であれば基本水量を廃止すべきではな
いかと考えています。

加えて、基本料金と従量料金の考え方というところで申し上げますと、これ
だけ人口減少をしていく中で、加古川市においてですら、給水戸数、つまり
ご契約いただいている戸数は今も増えてきている。要するに携帯電話で例え
るとお客さんは増えているんですよ。使っているユーザーの方は増えている
のに、携帯電話の会社に入ってくる収入は減ってしまっている。せっかく
お客さんが増えているのに、収入は減ってしまっている。

それは何故か、って言うと携帯電話で例えるとWi-Fiとかがあつて通信料
とかで全然全然稼げないんですよ。じゃあ、基本料金自体をもうちょっと
高くすれば稼げるんじゃないか。

我々、上下水道局は「稼ぐ」というところに本来目的はないんですけど、た
だ、何度も申し上げているとおり、「独立採算制」ということで、自分らが事
業をやっていくために必要なお金は自分で賄わなければならない。そのため
には、お客様の負担が、特に小口の方は負担が増えることにはなってしまう
かと思うんですけども、基本料金の割合を大きくする必要があるのかなとい
うところです。

会 長： 前も申し上げたと思うんですけど、上下水道局の立場というのと市民の立場
って分けて考えなくちゃいけない。上下水道局としては安定した経営が必要
ですよ、水道料金の改定は安定的に水道を提供するために必要なんですよ、

ってというのは暗黙の了解であるわけなんですけども、市民からはそこまで読み取れないかもしれない。では、どうやってそれを読み取っていただくのか。これは委員が何度も言うておられるところです。

本当に市民への説明が大事になってきます。先ほどの説明で高齢者の方と一般世代、同じ世帯と言われていてもこれだけ違いますよとか、そういった部分の市民の肌感覚にある部分をうまく説明していかないとご理解も難しいでしょう。委員がおっしゃったように、これから大きな変動があった場合に、もしかしたら本当に5年に1回程度の料金改定が必要となるかもしれない場合、やはり先ほどその原則はある程度皆さんに理解いただかなきゃいけないと思うので、この辺りは今日、先ほどの加入分担金の話もそうですけども、市民が払っているお金の感覚の中で説明する方法を考えたほうがいいかなっていうのを改めて今日皆さんのご意見を聞きながら思いました。

委員： 先ほどの説明への確認ですけど、「基本料金は上げる、そして今まで 5m³ までの無料だった基本水量分もなくしたい」ということですね。

事務局： もちろん結論ではありません。

料金算定要領とか、一般的にこれに従って進めてください、と示されているものの中では、それが望ましいと示されています。

ただ、必ずしもそれに従わなければならないという拘束力はないので、加古川市として、一般的な小口を利用されている方の負担感等を考えながら、何がベストかっていうところをこの場で皆さんにご相談させていただいて、いやそれはちょっと難しい、ということであれば、それがまさに市民の方の生の声だと思っていますので、それを無視して進めるわけにはいきません。だからこそ、本当にご忌憚のないご意見をちょうだいしたいというふうに思っています。

会長： これまでの説明で事務局の考え方はわかったと思います。ただし、それはあくまでも上下水道局としての考えです。先ほど申し上げたように、市民の感覚とズレてはいけけないので、きちんと市民への説明をお願いします、という点を何度も申し上げているところです。
事務局から何か補足がありそうですね、どうぞ。

事務局： 先ほどの冒頭の説明について一点だけ追加で補足説明です。

13 ページ、先ほど議論に上がっておりました表をご覧ください。解説の中で用途別料金の検討という項目について、湯屋用等については基本的には今のこのままでいきましょうということの説明させていただいたところですが、

それはこの「区分」はこのままにさせていただこうというお話であって、その中の料金、単価をどうするのかという話は、状況次第で検討したいと考えているところです。

他のところの金額が上がって、ここはそのままなのか、あるいはここも値上げするのか、っていうのは皆さんのご意見を踏まえながらになります、ということも補足させていただきます。

会 長： 先ほどの水量区画と一緒にですね。

区分、区画は見直さないけど、その中の金額は検討しますよってことですね。よろしいでしょうか。

皆さん本当に貴重なご意見、大変ありがとうございました。

そうしましたら、続けてご説明をいただいでよろしいでしょうか。

事務局： では、最後に今後の料金改定の進め方についてご説明いたします。

24 ページをご覧ください。

料金改定は基本的にこのフローに従って進めることとなります。

まず、ステップ1として、投資財政計画の策定があります。これは昨年度の経営戦略で策定が完了しております。

次にステップ2として、料金水準の算定をすることとなります。

わかりやすく言い換えれば「料金改定率の決定」をすることです。料金水準の算定は、フロー図に示されるとおり、5つの項目に分かれています。まず、2-1 では料金算定の手法について説明します。次に、2-2 で料金改定によって達成すべき目標を決定します。その後、2-3 では料金算定期間を設定します。料金改定率は、「どれだけの期間でどれだけの費用が必要か」をもとに決め、そのために必要な改定率を算出します。料金算定期間とは「どれだけの期間」を設定することを指し、2-4 の総括原価算定が「どれだけの費用が必要か」を見積もることを意味します。最後に、2-5 で資産維持費を設定し、最終的な料金改定率を決定します。

ここまでの手順で料金改定率が決定されます。ただし、ここで言う料金改定率は、前回の審議会で委員がご指摘されたように、「平均料金改定率」と呼ばれるものです。つまり、改定後の料金収入総額が改定前の料金収入総額と比較して、何%増加するかを示す指標となります。

ステップ3では、本日お話しした料金体系に関する課題を解決するため、料金体系の見直しを進めます。その過程で、例えば13mmの口径を使用している方には何%の改定、20mmの口径を使用している方には何%の改定を決定し、最終的にステップ4で料金表案を完成させる流れとなります。ステップ4では、委員からご指摘いただいでいるとおり、料金改定に至った経緯や見

直しの考え方などを市民の方々に納得いただけるよう説明することが、最も重要なポイントとなります。

以上が今後の大まかな流れになります。そして、本日はこのフロー図でいうところの2-2までについてお話させていただきたいと考えております。

では続きまして25ページをご覧ください。

ここが2のステップでいうところの2-1に該当します。

本日、お話させていただいた内容の復習になりますので、抜粋してご説明いたします。

まず、水道料金は水道法第14条の規定に基づいて決定する必要があります。料金の算定については、原則として総括原価方式により行うこととされています。総括原価を算定する際には、具体的に営業費用や資本費用、さらには資産維持費を考慮することとされています。資産維持費については、次回以降の審議会で改めてご説明する予定ですので、本日は詳細の説明を控えさせていただきます。

次に26ページをご覧ください。

水道料金の基本原則として、「料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされており、算定方法については日本水道協会の「水道料金算定要領」に従うことが一般的とされています。

では、本日の最後にステップ2-2にあたります目標設定についてお話をさせていただきます。

事務局で目標設定について検討した結果、2つの目標を掲げたいと考えております。

資料27ページをご覧ください。

まず、1点目が「経常収支比率100%以上」です。

水道事業は独立採算制を原則とされており、経常的な維持管理費は料金収入により賄う必要があります。そのため、持続可能な事業運営を確保する観点から、経常収支比率100%以上を料金改定の目標として掲げたいと考えています。

次に2点目が「水道料金収入6か月分程度の資金残高確保」です。

水道事業は停止することができないインフラです。災害や収入減少等、不測の事態が生じた場合でも事業を継続できる財政基盤が必要です。そのため、料金収入の6か月分程度の資金残高を確保することで資金繰りの安定性を

維持したいと考えています。

なお、一般的に3~6か月が望ましいとされている当該指標ですが、今回、我々が6か月を選択した理由としましては、直近で発生した大震災である能登半島地震において、断水解消までの期間に約5か月を要し、その間、料金収入が得られなかったという点、東日本大震災時には同様の理由で7か月程度収入が得られなかった、というその2点を勘案して真ん中をとって我々が6ヶ月と設定をさせていただきました。

以上が事務局の目標設定案です。どうぞご審議の程、宜しく願いいたします。

会 長： はい。ありがとうございます。

料金改定の流れと目標設定のご説明があったわけですが、まず料金改定の流れについて何かご質問ございますでしょうか。

これは先ほどからもいろいろご議論いただいておりますように、経営戦略に基づいて決めていきますよと。戦略については基本的には5年に1回、見直していくんだけど委員がおっしゃったように、様々な要因によって目標値が達成できないと思えば、その都度変えていかなきゃいけない、ということも含んでご了解いただけているかなと思います。

そして、後半部分が目標というところで、先ほど申し上げたフローとストックの部分があって、フロー部分に関しては赤字を出さないよ、ということ。ストックに関してはいわゆる災害に備えた部分、ですから委員が言っているような投資というか、将来的な施設維持費ではないんだけど、災害時にお金が入ってこないから、その部分だけでも何とか支えましょうという金額ですと、こういう目標値を設定されているということでございます。

これは多分、先ほど委員がおっしゃったように、経営戦略を都度考え直さなきゃいけないときはこの目標がおそらく基準になって我々はここに呼び戻されるわけですね。

何かもしご意見があればお願いいたします。

委 員： 経常収支比率100%以上という目標を設定した場合、大体何%ぐらい全体的に上げていかなければならないのか、また、水道料金収入の6ヶ月分程度の資金確保という目標であれば、何年以内にこれを確保するかという目安とこのがあるのでしょうか。

会 長： 事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局： 委員からご質問いただいた点に対して、まず結論から申し上げますと、何%

の改定が必要か、というところはまだわかりません。

といいますのも、資料の 10 ページをご覧くださいませでしょうか。料金がどれだけ必要かというところを決定する際、この表の一番左側での部分で、例えば今後 3 年間、水道事業の経営を維持しようとするとならばこれだけお金が必要、というところを左側で 1 つ 1 つ積み上げていきます。その結果、例えば 100 という数字が必要だ、となると、料金収入も 100 ないと駄目だ、だから料金で皆さんからこれだけもらわないといけない、といった形で結果が出る。つまり、いくら要るからいくらもらおう、というふうに逆算で結果が出てくるという仕組みです。

本日、委員からおっしゃっていただいたように、この総括原価の算定のところで、減価償却費から長期前受金という補助金に相当する実際の収入ではない部分を引くべきであるとか、また次回以降お話させていただく予定の資産維持費という非常に判断が難しい指標があるんですけども、そこをどうするかというところが、まだ決定されていません。

これから皆さんにご相談させていただきながら、そのあたりの数字を決める。つまり、そのあたりの数字が決まって初めて水道事業会計を賄っていくためには、どれだけの費用が必要かというのがやっとならぬという仕組みなんです。

ですから、現段階ではその辺りが不明なので「わからない」という結論になります。とはいえ、令和 6 年度に策定しました経営戦略の中では、約 30% の改定というところを謳っています。

やはり市民の方の感情としては、経営戦略で改定率 30% と謳われていたのに、いざ蓋を開けてみると改定率 40% になっている、となると「いやいや聞いていたのと違うよ！」と、前より高くなっていることに対する思いはおそらく強く出てくるだろう、と思っていますので、アッパーを決めてしまうということではないですが、できれば 30% 以内の改定率で収まればという思いを現時点では有しております。

事務局： 補足いたします。今、30% というお話が出たんですけども、経営戦略の中では令和 16 年度まで、という長い期間で見たときに、「収支を均衡させないといけない」という制限もある中で 30% という試算を一旦出させていただいたところなんです。今後、料金改定を進めるにあたっては、先ほど 24 ページで全体のフローとして見ていただいたかと思いますが、その中で 2-3 料金算定期間の設定というものがあります。

料金算定要領の中では 3 年から 5 年で設定すること、とされていますが、まずは総括原価の対象とする期間を何年で設定するか。設定期間が短くなればなるほど料金改定率は抑えられるんですけども、その代わりに頻繁な見直

しが必要になってきます。そういったところを勘案し、3年から5年のうち何年を設定するか、というのを決めた後に初めて総括原価が見えてきますので、そういった意味でも先ほども申し上げましたように現時点では不確定というようなことになっております。

会 長： よろしいでしょうか。
委員、何かご意見ありますか。

委 員： こちらに対しては妥当かと思えます。
水道料金の見直しにあたりまして、まず毎年の事業運営の収支均衡になること、すなわち経常収支比率が100%以上になることは、本当に基本的な事項だと思えます。
一方で、水道事業についても災害が増えておりますので、災害時の応急対策、突発的な修繕が必要になってくるっていうのも、目に見えてわかっております。当然、料金収入6ヶ月程度資金残高を確保していくということが重要なのはよくわかります。ですから、日常的な事業運営の安定と災害時の備えっていう、この観点はすごく妥当だと思えます。
ただ、この経常収支比率につきましては、今回の資料12ページを見ていただきますと、同じように事業運営をしたとしましても、明らかに動力費が引き上がっています、修繕費が引き上がっています、減価償却費が動いています、と明らかに費用がかかりやすい状況にあります。一方で、先ほどご説明がありましたように、料金収入は低減状況にあるっていうお話があったと思えます。つまり言い換えるならば、経常収支率はかつて以上に、今100%を維持するのが難しいんですっていう、そういうことがこの12ページで目に見えてわかってくると思うんですね。ですので、100%以上っていうのがいつの時点の会計のデータを使うかで大分変わってくるかと思えます。
2つ目の指標であります修繕につきましても、いわゆる震災への備えだけでなく、設備投資資金や運転資金、こういったものも厳しくなっている状況じゃないですか。ですので、同じ6ヶ月といたしましても、実際に料金収入6ヶ月程度で集まってくる金額ですね。この金額が今年集まってくる6ヶ月程度の金額と、10年後の6ヶ月程度集まってくる数値ってのは当然変わりますよね。ですので、この定義自体はすごくいいんですけども、じゃあ実際集まってくる金額どうなっているのか。実際に計算されている経常収支比率100%を本当に維持できるのか。12ページで示されているこの費用の上がり幅と収入の上がり幅を考えてしまいますと、今以上に難しくなる恐れがあるであろうと感じます。12ページの純損失が令和16年の段階で、6億円ですよ、損益の悪化ペースが早いじゃないですか。

そういうことを考えると、この2つの指標は妥当なんですけれども、いざやり始めると、本当に身を引き締めてやんなきゃいけないのかなっていうふうには感じました。

会 長： ありがとうございます。

ご質問というかご意見だと思います。

先ほど委員から言われてみて、令和16年って純損失がこれ6億円を超えるんですか？

第1回の審議会でいただいた水道事業投資財政計画の見直しの資料だと令和16年度の予測見込みは5億4,000万の純損失なんだけども、第1回から第3回までのわずか数ヶ月でこれだけ赤字になったんですか？

事務局： 今、会長がお話いただいているのは第1回目の資料の19ページでよろしいですか。

会 長： 第1回目の資料の参考資料でいただいた分です。

事務局： 実は、今回お渡ししている資料の12ページは昨年度作った経営戦略の数字を元にした資料です。

一方、今、会長がおっしゃっていただいた資料は、第1回審議会の直前に数字を巻き直したものです。

会 長： では、逆に言うと、経営戦略の見込みよりもむしろ少し楽になったわけですね。

事務局： 直近の決算や予算を反映させて作り直したものになっています。やはり、経営戦略の投資財政計画はかなりネガティブに作った、というところもあるので、やはり令和6年度決算の数字っていうのは、実際の決算の方が経営戦略の数字より良かったんです。

会 長： つまり、第1回の資料は良かった方を使っているってことですね。

そして、今回の資料はちょっと厳しめの分を使ってるということですね。

事務局： そのとおりです。

ただ、悩ましいところがあります。本日、会の冒頭で会長がおっしゃっていただいたように、令和6年度に経営戦略を策定したときの我々の想像を超えて、今いろんなものの値上がりが起こっています。

やはり戦争とかが発生するとは想定し得なかったんで、ガソリンなんかはこの1週間で30円程度上がっていると思うんです。あと、我々にとって一番の問題は、企業債の利息ですね。これも今、本当に信じられないことになっていて、令和3年度頃では企業債の金利っていうのが0.5%とか0.6%だったんです。それが今や3.1%、5倍とか6倍とかになっている状況です。ですので、令和6年度に作った経営戦略の数字で改定進めていこうとしているんですけど、会長がおっしゃるように、このままいって大丈夫かなという疑念もあります。

会 長： いずれにしましても、ちょっと厳し目にちょっと見ていかなきゃいけないんじゃないかということでそれを踏まえた上で、100%っていうのが妥当ではないかということだと思います。
他、皆さんご意見いかがでございましょうか。

委 員： 経営戦略策定時に12ページの元の数字を作ったと思うんですけれども、本日、「思った以上に物価上昇が」、「思った以上に経営状況が悪くなるかも」、と言われていたと思います。そして、当時は改定率30%って言われていたんですけど、そのあたりのパーセンテージは変わらないと思っていてもいいんですか。

会 長： 前の戦略を決めるときは30%って結構上がるな、という印象が皆さん大きかったと思うんですけども、社会情勢がもっと厳しくなっている中で大丈夫でしょうか、というご質問です。

事務局： やはり料金算定期間という、今回の料金改定をすることによって、どれだけの期間経営状況を維持させようか、っていうところを何年で設定するか、等そういった設定する前提条件によってパーセントは変わってくるので、ちょっと何とも言いがたい部分もあるんですけど、おそらく委員がご心配いただいているのは、経営戦略のときに改定率30%って言っていた、でも、今そのときよりもっと社会状況悪いよね、インフレもっと進んでいるよね、じゃあ30%で収まらないよね、という意味のお話、ご意見だと思うんですよね。そこに関して、仮に今のこのすごく厳しい状況が続くっていうシミュレーションに基づいて計算を進めると、どう考えても改定率30%では足りないという結果になるだろうとは思っています。
これは、本当に難しいところで、今から皆さんにご相談させていただきながら、前提条件をどうするべきか、というところをいろいろ相談させていただきながら、その結果に基づいてシミュレーションし、その結果何%になりま

した、というのをまたお示しをすることになります。

委員： わかりました。

ありがとうございます。

あと、その経常収支比率が100%っていうのはわかるんですけど、この水道料金6か月程度の資金の確保っていうのはその100%の中に入っているんですか。それとはまた別に6ヶ月分を確保しないとイケないってことですか。

事務局： そうですね。

まず結論から申し上げますと、同じお金なんだけども、考え方はちょっと切り離して考えられるかなというふうに思っています。

といいますのも、経常収支比率っていうのは、ここ(27ページ)にあるとおり経常収益と経常費用、つまり恒常的にかかる費用と恒常的にいただける収入っていうのが同じぐらいになっていけば100%っていうのが達成できるという状態なんですね。それは1年間で見ると、4月から3月で見ると、今年100必要だった、お客さんからいただいた収入も100あった、だからトントンだよっていう結論になるんです。

一方、この水道料金収入の6ヶ月程度の資金残高確保っていうのは、一般的なご家庭であれば、物入りの月とかもあると思うんですけど、均して考えると大体の月に基本的におんなじぐらいの収入が入ってきて、おんなじぐらいのお金が出ていくと思うんですよ。

でも、こと上下水道局、水道事業っていうところでは、企業債の償還というのがあって、つまり借金の返済ですよ、それが9月とか3月にまとまった大きなお金を返さなければなりません。

だから3月だけで見ると、収入は100を12で割った大体8.9ぐらいしか入ってこないのに、出る方は100のうち30とかが出ていく、みたいなことが起こるんですよ。だからその単月で見るとめちゃくちゃマイナスみたいな事が起こってしまう。

そういうことを踏まえて、常に貯金を、災害みたいな何かが起こっても大丈夫なように、常に料金収入の6ヶ月分ぐらいの貯金は、手元にいつでも使えるキャッシュとして持っておきたいね、っていう目標が下の方だというふうに考えていただければ。

委員： これプラス6ヶ月分の料金、お金も考えて足さないといけないのかと思っていました。わかりました。ありがとうございます。

会長： 何か他にご意見、ご質問よろしいですか。

委員： 先ほどの件ですが、結局足していかないと駄目ですよ。結果的には足しているんですよ。

委員： いわゆる収入があって支出があります。それを同じにするのが100%。最低限それをしましょう。で、プラスこの6ヶ月分の資金残高を確保していきましょう、ということだと思います。

委員： その100の中に6か月分は入っていないということですか。

事務局： 入っています。

委員： 入っているでしょう。だから、102とか103にしましょうということで、極論を言えば110にしましょうとか。

委員： 100の中にその積立のお金は入っていないんですか。

委員： いや、余った分が入ってくるんです。

会長： 事務局より補足をおねがいします。

事務局： 現金という考え方ですので、実際、今の現金の残高があります。残高とその都度都度の、例えば令和7年度とか8年度の決算によって生じている利益のお金、あるいは損しているお金が出てきますので、それでその分の最終の残高としての確保する金額ということになってきますから、先ほど委員がおっしゃったように、料金改定したタイミングであれば、収入は103あって、費用は100になって3残っていますよね、だからその3は、現金として残りますよね、というような考え方です。その時が、言うならば0から始まるわけではないので、ある程度のお金がある状態でその分が積み上がっていくというイメージをしていただいたらいいのかなというふうに思います。

料金改定をして、最初の年、2年目の年、3年目の年となってくると当然、1年目より2年目の方が費用を上回るでしょうし、2年目より3年目の方が費用が上回るでしょう。逆に収入の方、水量はどんどん減っていくだろうという見込みになりますので、1年目より2年目の方が収入は減るでしょうし、2年目より3年目の方が収入が減るでしょう、というところを勘案すると、最終年度でも黒字は確保できて、かつ、その1年目2年目3年目の利益の積み上げと、最初のときの現金の残高が合わされば、それが6ヶ月以上確保で

きているかどうかと言うのを1つの判断材料として見たいというのが我々の考えになっています。

会 長： 例えば月 10 万円ずつ使う、収入も月 10 万円ずつある、そうすると、トントンです、これが経常収支比率 100%。今、言っているのは年間でいくと 120 万円の収入があって 120 万円の支出あるからトントンなんだけども、180 万円ぐらい持っときましょうと。6 ヶ月分ですからね。

そうしておく、さっき言ったように変動にも対応できるし、もし急にお金が入ってこなくなっても 6 ヶ月何とか生きていけるよねっていうのが今の考え方ですから、そういう意味では、含まれていないともいえる。

例えば今 170 万円しかないと仮定して、あと 10 万円積むためには、今、10 万円しか収入がないところを 11 万円にするためにちょっとパート時間増やそうかというようなことを考えていきましょうというふうにご理解いただければと思います。

「含まれている」か「含まれていない」のかってなかなか答えにくいところがあったんですが、こういうご理解をいただければというふうに思っています。

では、ご意見、ご質問ありがとうございました。

今、皆さんにご意見いただきまして、基本的には委員がおっしゃっていただいたように収支を均衡させるということの重要性、それからいざというときに 6 ヶ月程度のゆとりがあることは決しておかしい話じゃないよというご意見もございましたけども、この点皆さんご了解いただいたということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そうしましたら本日非常に重要な点で目標値を決めました。

本来であれば 5 年に 1 回の戦略の見直しの中でこの点が、出てくるわけなんですけれども、委員がおっしゃったようにちょっとどうなるかわからないこともあるので、都度、毎年の PDCA の中でまたご議論いただくことがあるかもしれません、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら以上をもちまして、本日の審議会は終了とさせていただきます。